

荊田町上水道未使用世帯等支援給付金に関する質問と回答

番号	質問	回答
1	令和4年12月2日に荊田町に転入してきました。給付金の対象になりますか。	基準日が令和4年12月1日のため、令和4年12月2日以降に荊田町に転入された方については、給付金の対象になりません。
2	外国人も給付金の対象になりますか。	外国人の方も給付金の対象になります。
3	アパートに住んでおり、上水道の契約はしていません。給付金の対象になりますか。	アパートなどの集合住宅によっては、入居者の方は上水道の契約が無くても、所有者の方などが上水道の契約をしており、入居者の方が上水道を使用している場合があります。その場合、入居者の方は「上水道の給水契約を締結していない荊田町内の住宅に居住する世帯」という要件に該当しませんので、給付金の対象になりません。
4	上水道の契約がない1つの建物に、2世帯で住んでいます。2世帯とも給付金の対象になりますか。	住民登録等で2世帯であることが確認できれば、2世帯とも給付金の対象になります。
5	持ち家が2軒あり、1軒は上水道の契約があり、もう1軒は上水道の契約がありません。給付金の対象になりますか。	荊田町に住民登録がある方については、住民登録の住所に居住していると判断します。そのため、住民登録が上水道契約のある住宅であった場合は、給付金の対象になりませんが、住民登録が上水道未契約の住宅であった場合は、給付金の対象になります。
6	持ち家が2軒あり、2軒とも上水道の契約がないので、給付金は2軒分もらえますか。	世帯については、「1世帯につき1回に限り交付する」という要件がありますので、1軒分しか給付金は支給されません。荊田町内に住民登録のある方については、住民登録のある住所の方で申請してください。
7	同一敷地内に自宅と事務所を併設しています。どちらの建物も上水道の契約がないのですが、2軒とも給付金の対象になりますか。	2軒とも対象になります（1軒は世帯、1軒は事業者として申請してください）。
8	上水道は未契約で、1階が事務所、2階が自宅の建物があります。その場合、2軒の扱いになりますか。	2軒の扱いになります（1階は事業者、2階は世帯として申請してください）。
9	荊田町に住んでいますが、住民登録をしていません。給付金の対象になりますか。	荊田町に住民登録が無くても、荊田町に居住していることが確認できる等、交付の要件を満たしていれば給付金の対象になります。
10	申請者本人の口座がない場合、現金での受け取りはできますか。	申請者本人の口座がない場合に限り、現金での受け取りが可能です。受け取り方法等については、交付決定書類に同封してお送りします。

※その他、ご不明な点がございましたら 荊田町役場企画課(093-588-1006)までお問い合わせください。